

整年金があるが、合わせて25.3%の増額になる。そして寡婦援護は所得不能となった戦争被害者に対する総援護額の60%に達することとなる。これを一人当たりで見ると、寡婦年金(基本および調整年金)は従来の月額150マルクから188マルクになり、調整年金全額を受けた場合月額376マルクとなる。

戦争被害者、孤児、両親総計約150万については、政府案では、基本および調整年金は16%増額される。これだとたとえば所得不能被害者で他の収入のない者の基本および調整年金総額は540マルクから626マルクに増額される。

介護手当や職業障害調整等の給付も約16%増額されるほか、第三級障害で介護手当を受けている重度被害者の寡婦は高度の障害調整を受け、月額140マルクまでの増加給付を受ける。

戦争犠牲者年金を経済成長に合わせて毎年調整することについては、政府は未だ最終的な結論に達していない。これについては中期財政計画との関連で考慮する必要がある、と労相は述べている。

(なおこの政府案については野党の批判も激しく、さらに増額を要求しており、連邦議会社会政策委員会議長 Ernst Schellenberg 教授は次のように述べている)。

野党案は政府案より年金総額で3億マルク多くなっているが、これは政治・経済・財政の三政策の調和の面からみて納得し難い。

政府は至急議会に年金増額の審議に関する経済資料を提出しなければならない。前の連立政府は年金総額を平均200%増額するようにしたが、議会はこの案をまだ変えていない。しかしこれには中期財政計画の規模からはずれるものであってはならない。

次に現政府の、年金受給者の疾病保険拠出廃止案については、年金保険の長期的財政がこの処置による支出増のため脅かされないようにすることが必要であり、社民党としてはこの処置に全力を尽くして反対することであろう。この点について野党の反対は矛盾している。というのは、一方では政府案を批判しながら、他面戦争犠牲者年金の増額を通すために、年金受給者拠出の廃止をとらえているからである。

Die Welt, 21, 25, November.

(安積鋭二 国立国会図書館)

就業者の3分の2は病気 — 疾病保険改革への一つの提言 —

(西ドイツ)



西ドイツ Baden-Württemberg 州の4万に上る社会保険被保険者モデル調査中間報告によると、就業者で健康なのは3人に1人しか

いないという。この調査に基づき同州労働・社会相 Walter Hirrlinger は次のような要請をした。

1. 公的 disease 金庫の拠出額上限は少なくとも9%上げねばならないだろう。
2. 拠出額測定限度は今後一般賃金水準に適切させなければならない。このためスライド制を実施する必要がある。
3. 1969年以降法律化された年金者疾病保険の拠出収入を年金支出の増加と連結する制度は組織的に矛盾があり、廃止しなければならない。

4. 予防保健は疾病保険の給付面で非常に遅れており、これを法的に確定する必要がある。
5. 疾病保険担当機関の統合案にはあまり利点はない。保険組織の非集権化は現在のままとすべきである。

Die Welt, 18~19 Dezember.

(安積鋭二 国立国会図書館)

疾病保険は不治の患者にも入院治療を拒否できない

— 西ドイツ連邦社会裁判所の判例 —



最近西ドイツ疾病保険地域金庫で次のような事例があった。ベルリンの80歳を越す老婦人ががんで入院していたが、回復の見込みはないというので、地域疾病金庫では、鎮痛注射だけなら自宅で家庭医によってもできるからと、これ以上の入院費負担を拒否し、それ

でも入院するなら、自身またはその息子の負担、もしくは要すれば公的扶助によるべきであると主張したのである。つまりこのような場合金庫の責任は介護手当だけで、入院費は負担する必要はないとし、さらにベルリンの一般地域疾病金庫は40%以上が老齢の年金受

給者で構成されており、入院費給付が多額になるため財政状態がきわめて悪化していることを指摘している。もっとも連邦内の他の金庫も一律にこのようなケースを処理するわけではないが、将来は病院よりは養護ホームを指示することになろうというのである。

この事件が連邦社会裁判所に訴えられたのに対し、疾病金庫はいかなる場合も、もしがん等で不治であることが明白な患者にも、入院費の負担を拒否し得ない、と判決が下されたのであった。

この老婦人はこの間に死亡したが、この判決により、ベルリン一般地域疾病金庫はその息子に対し3,623 マルクをその母の入院費として支払ったのである。

Die Welt, 20, November.

(安積鋭二 国立国会図書館)